

「地域再生推進のためのプログラム」等の推進

＜今後の方針＞

◇地域経済の活性化及び地域雇用の創造の実現

これまでの対応

- ・内閣に地域再生本部を設置(15.10)
- ・「地域再生推進のための基本指針」を決定(15.12)
- ・地方公共団体、民間事業者等から地域再生構想の提案要望を募集(15.12～16.1)
- ・「地域再生推進のためのプログラム」を決定(16.2.27)

これまでの成果

・16.1.15まで行った提案要望募集では、392の提案主体から673の構想が提出

〔「地域再生推進のためのプログラム」(16.2.27決定)に基づく支援措置 ～ 地域限定 23件、全国措置 118件〕

今後の対応

＜16年度＞

- ・提案要望募集(15.12～16.1)で結論を得なかったもののうち、必要なものについて、引き続き所要の検討
- ・地域再生計画の申請受付(16.5～)・認定(16.6目途)
- ・地域再生のための具体的な支援措置の提案募集(16.6目途)
関係府省等と調整を図った上、政府が講じる支援措置を決定
- ・各地の成功事例の公表等、積極的なPR活動
－3月以降、10回程度地域再生タウンミーティングを開催等

《「地域再生推進のためのプログラム」に基づく取組みの概要》

- ・地域主導による資源の有効活用
 - －補助対象施設等の有効活用(廃校校舎等公共施設の転用)
 - －地域主導による公物管理の実現(イベント開催時の道路や河川の占用等の弾力化)
 - －アウトソーシングの促進等(指定管理者制度の積極的活用、PFI事業の積極活用)
- ・地域の視点に立った雇用対策の推進
- ・地域再生の担い手育成等のためのノウハウ等の支援
- ・地域の基幹産業の再生 ・地域観光の活性化等
- ・地域のIT化・バリアフリー化 ・地域再生実験の推進 等

＜17年度以降＞

- ・引き続き、地域再生に関する施策を推進

建設業の新分野進出など経営革新

10

＜今後の方針＞

- ◇中小・中堅建設業の経営基盤の強化、新分野進出等の促進
- ◇情報提供・相談体制を充実し、関係機関の連携を強化
- ◇就業者の能力開発や雇用の安定に配慮

これまでの対応

- ・**経営基盤の強化、新分野進出などの促進**
 - －中小・中堅建設事業者向けの研修事業
 - －先導的・革新的モデル構築支援事業
- ・**情報提供・相談・連携体制の構築**
 - －アドバイザーの確保、新分野進出事例集の作成
 - －経営相談窓口の設置(助言、成功事例紹介等)(15年度)
 - －建設産業再生協議会の設置(15年度)
- ・**雇用施策の推進**
 - －建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金

これまでの成果

- ・**経営基盤の強化、新分野進出などの促進**
 - －延べ約40,000名が研修受講(13年度)
 - －先導的・革新的モデル構築支援事業 計17モデル(15年度)
- ・**情報提供・相談・連携体制の構築**
 - －新分野進出事例252事例とりまとめ、アドバイザー135人
 - －全国9ブロックにおける経営相談窓口、建設産業再生協議会の設置
- ・**雇用施策の推進**
 - －建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金の支給決定: 26件(15.2～16.1)

今後の対応

＜16年度＞

- ・**経営基盤の強化、新分野進出などの促進**
 - －中小・中堅建設業向けの企業連携マニュアルを普及・啓発
 - －中小企業の新事業展開支援
 - －中小企業経営革新支援法に基づく経営革新の着実な推進
- ・**情報提供・相談・連携体制の構築**
 - －経営相談窓口の相談体制の充実
 - －建設産業再生協議会などを通じた国と都道府県との連携の促進
 - －建設業の新分野進出等を促進するための関係省庁連携会議の開催
- ・**雇用施策の推進**
 - －建設雇用再生トータルプラン
(建設業内外での新規・成長分野への進出を促進するため、能力開発のための助成、ワンストップによる情報提供等)

＜17年度以降＞

- ・引き続き、建設業の経営革新を促進

農林水産業の構造改革 活性化

＜今後の方針＞

- ◇やる気と能力のある担い手が生産の大宗を占める構造を実現するとともに国境措置に過度に依存しない体制の構築
- ◇食料自給率の向上と農地・水等の確保や環境の保全
- ◇消費者、国民の期待に応える魅力ある農山漁村の実現

これまでの対応

- ・食の安全・安心の確保、農業の構造改革の加速化等を内容とする「食と農の再生プラン」の策定(14.4)
- ・食の安全・安心の確保
 - －「食品安全委員会」の設置(15.7)
 - －「食を考える月間」(毎年1月)、消費者に対する情報提供等
- ・農業の構造改革
 - －消費者重視・市場重視の考え方に立った「米政策改革大綱」の策定(14.12)
- ・新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定準備
 - －農業構造のさらなる改革の実現等を目指すため「食料・農業・農村基本計画」の見直しに着手(15.8～)

これまでの成果

- ・株式会社の農業経営への参入
 - －27の特区(15.11現在)において、株式会社の農業経営への参入が可能に
- ・日本の農林水産物の輸出促進
 - －農林水産物・食品(真珠、たばこ及びアルコール飲料を除く)の輸出額が約2,800億円(14年)へ増加
 - －農林水産ニッポンブランド輸出促進都道府県協議会が発足(15.5)し、現在30道府県が参加
- ・林業・木材産業の活性化・雇用拡大
 - －「緑の雇用」を44都道府県において実施。約2,400人の「緑の研修生」が森林の実地研修に従事(14年度補正～)

今後の対応

＜16年度＞

- ・食の安全・安心の確保
 - －BSE、鳥インフルエンザへの対策や食品表示基準の見直し等
- ・新規就農の促進 (今通常国会法案提出予定)
 - －就農支援資金の貸し付け対象の拡充、職業紹介の実施
- ・農協改革 (今通常国会法案提出予定)
 - －全中の指導機能の明確化、販売事業の強化等を措置
- ・米政策改革
 - －需給調整の手法を、作らない面積の配分から作る数量の配分へ転換
- ・日本の農林水産物の輸出促進(「日本産ブランド輸出促進事業」等)
 - －高品質な農林水産物を生産する団体等の輸出への取組を支援
- ・新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定等
 - －①担い手の経営を支援する品目横断的な政策への移行
 - ②担い手・農地制度の改革
 - ③農業環境・資源の保全政策の確立等
 - －夏頃に中間論点整理、年末に論点整理、17.3を目途に策定
 - －優良事例(立ち上がる農山漁村)を全国から選定し、公表

＜17年度以降＞

- ・「食料・農業・農村基本計画」の中間論点整理(16年夏頃予定)を受け、出来るものについては17年度の施策に反映
- ・18年度以降は新たな基本計画の方針に従い諸施策を推進